

**三条商工会議所 令和7年度
にぎわい創造事業補助金 交付要綱**

三条商工会議所 商業部会

【お問い合わせ先】

三条商工会議所 企業支援課 齋藤・渡邊

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

三条商工会議所 令和7年度 にぎわい創造事業補助金 交付要綱

目 的

三条商工会議所会員事業所の事業所同士・商店街でイベントやコラボレーション企画を行うことで、三条市のにぎわいを創出される機会を増やすことを目的とします。

内 容

1. 補助内容、補助対象となる事業者

<補助内容>

5社以上のグループで構成された三条市内でイベントを開催する場合に 1事業費20万円以上の事業費の内、 広告宣伝費10万円を上限に補助 する。
--

※広告宣伝費とは、新聞広告・チラシ等の掲載費、企画・デザイン等の外注費が該当します。(税抜きでの金額となります。)

<申請条件>

①	5社以上のグループを組み、賑わいを創出する1事業費20万円以上のイベントを三条市内で実施すること。
②	グループを構成する全事業社が三条商工会議所会員であること。
③	代表企業が三条商工会議所 商業部会員であること。

※上記①、②、③ともに条件を満たした場合が対象となります。

※申請段階で当所会員であること。なお、非会員事業所で新規入会を希望する事業所は当所の所定の手順に則り入会承認がなされた時点から会員とする。

2. 対象イベント期間

2025年6月1日～2026年2月28日まで

3. 申請締切

2025年12月19日(金) ※但し予算に達し次第終了いたします。

4. 補助金交付申請に必要な書類

<必要書類> 事業計画時に当所へご相談の上、2週間前にご提出ください。

- ①にぎわい創造事業補助金申請書 …様式 1
- ②対象経費がわかる見積書…任意様式

<提出方法>

上記の書類を三条商工会議所ホームページよりダウンロードし、メールまたは郵送、当所へお持ち込みによりご提出ください。

5. 補助金受取に必要な書類

<必要書類> 事業完了後、2週間以内にご提出ください。

- ①にぎわい補助金 振込先口座記入書 …様式 2
- ②「事業完了報告書」及び …様式 3
- ③「決算(見込)書」を提出 …任意様式
- ④補助対象経費の支払いがわかる振込記録または領収書…任意様式

<補助金の振込時期>

補助金の振込は、必要書類を不備なく提出した月の翌月 20 日払いとする。

(支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とする。)

6. 注意事項

- ①本補助金の要綱に反した場合ならびに不正が行われた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。
- ②領収書は、収入印紙の貼付や発行元の押印などにより確実に支出したことがわかる形であることをご確認ください。
- ③本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は三条商工会議所へ報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとしします。